

ハローワークや民間の職業紹介事業者の求人票から紹介を受ける場合は以下に注意してください。

◎雇用形態

- ・有期雇用派遣労働者（期間を定めて雇用される派遣労働者、登録型派遣）
- ・無期雇用派遣労働者（期間を定めずに雇用される派遣労働者、常用型派遣）

◎就業形態

- ・派遣となっていますか。

◎労働者派遣事業の許可番号が記載されていますか。

◎雇用期間

- ・有期雇用派遣労働者（雇用期間の定めあり、期間を記載、契約更新の有無を確認）
- ・無期雇用派遣労働者（雇用期間の定めなし）

◎就業場所

- ・派遣先の事業所名や所在地が記載されているか。

◎試用期間

- ・有期雇用派遣労働者（試用期間はないケースがほとんど）
- ・無期雇用派遣労働者（試用期間の期間や労働条件を確認）

◎紹介予定派遣

- ・労働者派遣事業の許可及び有料職業紹介事業の許可を受けていることを確認
- ・6箇月を超えて、労働者派遣を行うことはできない。

◎賃金形態等

- ・有期雇用派遣労働者（時給制、最低賃金に注意が必要）
- ・無期雇用派遣労働者（月給制が多い）

◎昇給・賞与

- ・有無の確認

◎加入保険

- ・雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金保険等の有無

◎抵触日

- ・派遣先は同一の派遣労働者を同一の組織単位に対し派遣できる期間は3年が限度であり、法律に触れる抵触日が記載されている。
- ・無期雇用派遣労働者、60歳以上の派遣労働者、有期プロジェクト業務、日数限定業務、産前産後休業・育児休業・介護休業など取得する派遣先職員の代替要員は除外される。

◎労働条件通知書等の交付

- ・労働基準法第15条第1項に基づき、労働契約締結時に労働条件通知書等により労働条件を通知することが必要とされていますので必ず交付を受けてください。